

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701049号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800006号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年9月10日から同年10月10日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和59年9月10日から同年10月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和59年9月10日から同年10月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月10日から同年10月10日まで

A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和59年9月10日、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年10月10日となっており、空白期間がある。同社C支店には同年10月10日に異動し、請求期間は継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された経歴台帳、同社の人事担当者の陳述、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合の回答から、請求者は請求期間において、同社B支店に継続して勤務(昭和59年10月10日にA社B支店から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和59年8月の記録から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和59年9月10日から同年10月10日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料

及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701043 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 20 年 7 月 11 日の標準賞与額を 7 万円、同年 12 月 12 日の標準賞与額を 17 万円、平成 21 年 7 月 10 日の標準賞与額を 15 万円、同年 12 月 11 日の標準賞与額を 18 万 6,000 円、平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 15 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 11 日、同年 12 月 12 日、平成 21 年 7 月 10 日、同年 12 月 11 日及び平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 11 日、同年 12 月 12 日、平成 21 年 7 月 10 日、同年 12 月 11 日及び平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額を 19 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 11 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月
② 平成 20 年 12 月
③ 平成 21 年 7 月
④ 平成 21 年 12 月
⑤ 平成 22 年 7 月

年金事務所からの連絡により、A 社の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）により、請求者は、当該請求期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から④までの賞与支給日については、上記賞与明細書及び取引明細表により、請求期間①は平成20年7月11日、請求期間②は同年12月12日、請求期間③は平成21年7月10日、請求期間④は同年12月11日とすることが妥当である。

また、上記賞与明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間④については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から平成20年7月11日は7万円、同年12月12日は17万円、平成21年7月10日は15万円、同年12月11日は18万6,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間⑤について、取引明細表並びにA社の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、当該請求期間に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、請求期間⑤の賞与支給日については、取引明細表並びに上記同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳により、平成22年7月9日とすることが妥当である。

また、上記同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額については、取引明細表及び上記同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から15万1,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月11日、同年12月12日、平成21年7月10日、同年12月11日及び平成22年7月9日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は当該請求期間にA社から19万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていることが確認できることから、請求期間④における標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間④の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700982号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800004号

第1 結論

昭和57年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和61年3月まで

昭和61年5月頃にA市役所に行った際、窓口の男性に国民年金は20歳から加入しなければいけないと言われた。私は、20歳当時はまだ大学生だったと伝えたが、窓口の男性から勧められたので加入手続きを行い、その1か月か2か月後に、大学生であった昭和57年*月に遡って請求期間の保険料をまとめて納付したと思うが、納付した期間については、はっきりとは覚えていない。請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、昭和57年*月に遡って保険料をまとめて納付したと思うと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号は、請求者の国民年金被保険者資格取得の入力処理日(昭和61年5月30日)から昭和61年5月頃に払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは、請求者の主張のとおり、昭和61年5月頃に行われたことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間のうち昭和57年*月から昭和59年3月までの期間は、大学生であったとしているところ、国民年金の加入手続き当時、大学生は本人の申出により国民年金の被保険者となることができるとされており、その申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、上記加入手続き時点では、遡って被保険者となることはできない期間である。

また、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、請求者が大学を卒業したとする直後の「昭和59年4月1日」と記載されており、オンライン記録による国民年金の資格取得日と一致していることが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間のうち昭和59年4月から昭和61年3月までの期間については、上記加入

手続時点で、国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、請求者は金融機関において国民年金保険料をまとめて納付したとする記憶以外に明確な記憶はなく、具体的な納付状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701113号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800005号

第1 結論

昭和36年11月から昭和38年10月までの請求期間及び昭和42年4月から昭和44年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年11月から昭和38年10月まで
② 昭和42年4月から昭和44年3月まで

私は、いつも夫の分とあわせて国民年金保険料を納付していた。夫の保険料だけを納付するようなことはなかったので、夫のみが納付済みとされている請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付に関する記憶は明確ではないが、保険料は、いつも夫の分とあわせて納付していたので、夫の保険料のみが納付済みとなっている請求期間①及び②について、請求者自身の保険料も納付した旨主張している。

また、A郡B町(現在は、C市)の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者及び請求者の夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年6月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録によれば、請求期間①及び②に係る請求者の夫の国民年金保険料は、請求者の主張のとおり納付済みとなっている上、他の期間に係る請求者及び請求者の夫の保険料の納付記録は一致している。

さらに、D年金事務所が保管する請求者及び請求者の夫に係る領収済報告書によると、両者はいずれも、昭和55年6月27日に、昭和53年4月から昭和55年3月までの24か月分の国民年金保険料を過年度納付しているほか、同日に、昭和36年4月に遡って保険料を特例納付(第3回)していることが確認できる。

しかしながら、前述の領収済報告書によれば、請求者及び請求者の夫が特例納付(第3回)した期間は、夫が請求期間①を含む昭和36年4月から昭和38年10月までの31か月であるの

に対し、請求者は請求期間①の直前の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月となっており、相違している。

また、請求者が、昭和 55 年 6 月 27 日に過年度納付及び特例納付（第 3 回）により国民年金保険料を納付した月数である 31 か月に、当該納付時点において、既に保険料が納付済みとなっていた月数と 60 歳到達月の前月までに保険料を納付することができる月数との計 269 か月を加えると、合計で当時の請求者の年金受給資格期間である 300 か月（25 年）と一致することから、請求者は年金受給資格を得るために必要な月数の保険料を納付したと考えられ、請求期間①及び②の保険料は、当該納付時点において未納であったことが推認できる。

さらに、前述のとおり、請求者の夫も昭和 55 年 6 月 27 日に、過年度納付及び特例納付（第 3 回）により 55 か月分の国民年金保険料を納付しており、これは、請求者と同様、当時の年金受給資格期間である 300 か月（25 年）を満たすために必要な月数の保険料を納付したものであると考えられるが、請求者と夫は 4 歳違いであり、当該納付時点で 60 歳到達月の前月までに保険料を納付することができる月数は、昭和 12 年*月生まれの請求者が、昭和 8 年*月生まれの夫と比べて 48 か月（4 年）多く、両者は事情が異なっていたことがうかがえる。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付方法、納付金額、納付場所等に関する記憶が明確でなく、請求期間①及び②当時の納付状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700994号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年11月1日から昭和62年4月7日まで

前回、A社に勤務した期間のうち、昭和54年11月1日から昭和62年4月8日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成27年10月16日付けの通知を受け取った。

今回、新たにA社で一緒に勤務した同僚の氏名などを思い出したので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、請求者から提出された旅券並びにB入国管理局から提出された請求者に係る出入国記録及び外国人登録原票により、請求者は、請求期間のうち昭和54年11月1日から昭和57年10月15日までの期間及び同年10月26日から昭和61年10月7日までの期間は日本に滞在していたことが確認できるとともに、当該滞在期間にA社に勤務していたことが推認できるものの、i A社は、平成19年10月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の請求期間当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっており、請求者が勤務していたとする中華部門の責任者も所在が確認できないことから、請求者の請求期間当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができないこと、ii A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求期間当時の資料がなく厚生年金保険の取扱いについては不明である旨陳述している上、同社の事業所別被保険者名簿において、請求期間当時に被保険者記録がある複数の従業員に照会したものの、外国籍の従業員の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii A社において中華部門に勤務していた外国籍と思われる従業員4名は、請求者と同じく昭和54年11月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、いずれも所在が不明であることから、同社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認ができないことなどから、既に平成

27年10月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たにA社で一緒に勤務した同僚の名前を思い出したことなどを理由として、2回目の訂正請求を行っているものである。

しかし、今回請求者が名前を挙げた者1名を含む同僚29名及び請求期間に就任期間があり所在が確認できたA社の役員7名に対し照会を行ったものの、いずれの者からも、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける回答又は陳述を得られず、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。